

杉並区特別養護老人ホーム一覧

(令和8年10月現在)

<区内施設>

※事前に施設へご連絡のうえ、見学してください。

	施設名	法人名	住所	電話	定員
			交通機関		
従 来 型 ※	よく ふう かい 浴 風 会 (3つある南陽園のいずれかへの入所となります)	(社福) 浴風会	杉並区高井戸西1-12-1 京王井の頭線「高井戸駅」下車 徒歩10分 または京王井の頭線「富士見丘駅」下車 徒歩8分	南陽園 03-3334-2159 第二南陽園 03-3334-2197 第三南陽園 03-3334-2193	599
	かみ い ぐさ えん 上 井 草 園	(社福) サンフレンズ	杉並区上井草3-33-10 西武新宿線「上井草駅」下車 徒歩2分	03-3394-1094	75
	さんじゅ あさがや さんじゅ 阿佐谷	(社福) 杉樹会	杉並区阿佐谷北1-2-1 JR中央線「阿佐ヶ谷駅」下車 徒歩5分	03-5373-3911	45
	さんじゅ くがやま さんじゅ 久我山	(社福) 杉樹会	杉並区久我山3-47-16 京王井の頭線「三鷹台駅」下車 徒歩6分	03-5346-5351	50
	わだぼり 和田堀 ホーム	(社福) 真松之会	杉並区和田2-27-8 丸の内線「東高円寺駅」下車 徒歩9分 または都営バス 阿佐ヶ谷駅～渋谷駅行「堀ノ内」下車 徒歩2分	03-3316-2943	60
	くつ かけ 沓 掛 ホーム	(社福) 奉優会	杉並区本天沼3-34-28 関東バス 荻窪駅～下井草駅行「永久橋」下車 徒歩3分	03-3395-0900	60
	すぎなみ しょうきちえん すぎなみ正吉苑	(社福) 正吉福祉会	杉並区清水2-15-24 関東バス 荻窪駅～下井草駅行「清水二丁目」下車 徒歩5分	03-5303-5822	60
ユ ニ ツ ト 型 個 室	さんふれんず ぜんぶくじ サンフレンズ善福寺	(社福) サンフレンズ	杉並区善福寺3-27-11 関東バス 荻窪駅～南善福寺「女子大北」下車 徒歩2分	03-5303-0756	36
	マイルドハート こうえんじ マイルドハート高円寺	(社福) 鵜足津福祉会	杉並区高円寺北1-28-1 関東バス 阿佐ヶ谷駅～中野駅行「東京警察病院前」下車 徒歩3分	03-5345-5981	181
	きゅうせいぐんめぐ いえ 救世軍恵みの家	(社福) 救世軍社会事業団	杉並区和田1-41-11 丸の内線「東高円寺駅」下車 徒歩10分	03-3381-7243	70
	いずみ 和泉サナホーム	(社福) 仁愛会	杉並区和泉4-16-10 京王井の頭線「永福町駅」下車 徒歩7分	03-6379-3195	60
	あい きょう えん 愛 敬 苑	(社福) 慈雲会	杉並区和田1-3-7 丸の内線「中野富士見町駅」下車 徒歩7分 または京王バス 永福町～中野駅南口行「中野富士見町駅入口」下車 徒歩5分	03-6304-8746	50

※従来型は個室を希望できません。相部屋での申込みとなります。

<区内施設>

※事前に施設へご連絡のうえ、見学してください。

施設名	法人名	住所	電話	定員
		交通機関		
ユニット型個室	おぎくぼ紫苑 ^{し えん}	(社福) 櫻灯会	杉並区荻窪3-7-30	03-6915-1593 90
			JR中央線・丸の内線「荻窪駅」下車徒歩15分 または関東バス 荻窪駅南口～シャレール荻窪行「特養ホームおぎくぼ紫苑」下車 徒歩0分	
	永福南社会福祉ガーデン ^{えいふくみなみしゃかいふくし}	(社福) 健誠会	杉並区永福1-7-6	03-6379-3011 70
			京王線「下高井戸駅」下車 徒歩7分 京王井の頭線「永福町駅」下車 徒歩9分	
	新泉サナホーム ^{しん せん}	(社福) 仁愛会	杉並区和泉1-44-19	03-6379-0182 72
			京王線「代田橋駅」下車 徒歩10分 丸の内線「方南町駅」下車 徒歩12分 または都営バス 阿佐ヶ谷駅～渋谷駅行き「和泉一丁目」下車 徒歩5分	
	かえで園 ^{えん}	(社福) 桐仁会	杉並区宮前5-5-1	03-5344-7117 78
			京王井の頭線「久我山駅」下車 徒歩8分	
ユニット型個室	リバービレッジ杉並 ^{すぎなみ}	(社福) 真光会	杉並区清水3-3-13	03-6913-8185 60
			JR中央線・丸の内線「荻窪駅」 西武新宿線「下井草駅」下車 関東バス 荻窪駅～下井草駅間「中瀬中学校」下車 徒歩4分	
	山 河 ^{さん が}	(社福) さわらび会	杉並区高井戸東3-30-13	03-5935-8806 144
			京王井の頭線「高井戸駅」下車 徒歩7分	
	プライムガーデンズ高円寺 ^{こうえんじ}	(社福) 三養福祉会	杉並区高円寺南5-33-7	03-5377-3333 84
			JR中央線「高円寺駅」下車 徒歩8分	
	フェニックス杉並 ^{すぎなみ}	(社福) 暁会	杉並区天沼3-19-14	03-5335-5100 180
			JR中央線、丸の内線「荻窪駅」下車徒歩10分 関東バス 中村橋駅～荻窪駅北口間、 関東バス 練馬駅～荻窪駅北口間で 「ウェルファーム杉並」下車徒歩1分	

<地域密着型特別養護老人ホーム>

※原則、杉並区に住民票がある方が入所する施設です。

ユニット型個室	ハートフル成田東 ^{なり た ひがし}	(社福) 愛あい会	杉並区成田東3-26-6	03-6454-6811 29
			丸の内線「南阿佐ヶ谷駅」下車 徒歩10分 または関東バス 中野駅～吉祥寺駅間 「成田東三丁目」下車 徒歩5分	

杉並区特別養護老人ホーム一覧

(令和8年10月現在)

☆ 区外協力施設とは、杉並区が入所について協力を依頼している施設です。

<区外協力施設>

※事前に施設へご連絡のうえ、見学してください。

施設名		法人名	住所 交通機関	電話	協力数
従 来 型 ※	やすらぎの里 ^{さと おおいずみ} 大泉	(社福) 章佑会	練馬区大泉学園町7-12-32 西武池袋線「大泉学園駅」下車→バスで 「西長久保」下車 徒歩1分	03-5387-5577	5
	第二光陽苑 ^{だい に こう よう えん}	(社福) 泉陽会	練馬区関町北5-7-22 西武新宿線「武蔵関駅」下車 徒歩10分	03-5991-9917	8
	絹 ^{きぬ} の 道 ^{みち}	(社福) 美蘭会	八王子市鍵水94 京王相模原線「南大沢駅」下車→車で10分	042-674-8200	10
	もくせいの苑 ^{その}	(社福) ゆりかご会	昭島市松原町2-9-2 JR青梅線「昭島駅」下車 徒歩12分	042-545-5318	10
	第2サンシャインビル ^{だい}	(社福) 福陽会	福生市福生3244-10 JR青梅線「福生駅」下車 徒歩15分	042-553-3701	10
	けんちの里 ^{さと}	(社福) 竹恵会	東久留米市下里4-2-50 西武新宿線「花小金井駅」下車→バスで 「久留米西団地」下車徒歩5分	042-472-0657	15
	みずほ 園 ^{えん}	(社福) 常盤会	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎922-1 JR青梅線「小作駅」下車→車で10分	042-556-1411	63
	日の出紫苑 ^{ひ で し えん}	(社福) 櫻灯会	西多摩郡日の出町大久野231-1 JR五日市線「武蔵五日市駅」下車→ 福生行きバスで「落合」下車 徒歩4分	042-597-1941	10
	藤 香 苑 ^{とう こう えん}	(社福) 道心会	西多摩郡日の出町大久野3588-1 JR五日市線「武蔵五日市駅」下車→車で10分	042-597-7222	12
	五日市ホーム ^{いつかいち}		あきる野市三内436-1 JR五日市線「武蔵五日市駅」下車徒歩10分	042-596-0781	
ユ ニ ツ ト 型 個 室	清 明 園 ^{せい めい えん}	(社福) 清明会	八王子市裏高尾町347 JR中央線「高尾駅」→小仏行きバスで 「病院前」か「駒木野」下車 徒歩3分	042-673-5789	50
	長 舟 園 ^{ちよう しゅう えん}		八王子市長房町987 JR中央線「西八王子駅」下車→長房行きバス で「長房団地バス停」下車 徒歩15分	042-666-8777	
	あゆみえん	(社福) 徳心会	青梅市新町9-2153-3 JR青梅線「小作駅」下車→バスで「新町東」 下車 徒歩10分	0428-30-5550	10

※従来型は個室を希望できません。相部屋での申込みとなります。

杉並区特別養護老人ホーム一覧

(令和8年10月現在)

☆ 自治体間連携施設とは、杉並区が南伊豆町と連携して開設した施設です。

＜自治体間連携施設＞

※事前に施設へご連絡のうえ、見学してください。

施設名		法人名	住所 交通機関	電話	定員
ユニット 型個室	エクレシア南伊豆 みなみいず	(社福) 梓友会	静岡県賀茂郡南伊豆町加納792	0558-36-3113	90
			伊豆急行線「伊豆急下田駅」下車→ 東海バス下田駅～下賀茂行など(約26分) 「前原橋」下車 徒歩3分		

【特別養護老人ホームにおける看取り体制について】

杉並区内施設、区外協力施設及び自治体間連携施設では、下記の項目に準じた看取り体制を整えています。

詳しい内容については、各特養へお問い合わせください。

1. 施設の看護職員、病院または診療所、指定訪問看護ステーションのいずれかの看護職員との連携で24時間連絡できる体制をとっている。
2. 看取りに関する指針を定め、施設入所の際及び入所後随時、入所者ご家族に看取りに関して定めた指針について内容の説明を行い、同意を得ている。
3. 医師、看護職員、ケアマネジャー、介護職員などが当該施設においての看取りについての協議を行い、指針について適宜見直している。
4. 看取りに関しての職員研修を行っている。
5. 看取りケアは個室または静養室などを利用し、本人、ご家族、周囲の入所者に配慮している。